

令和 6 年度土木部専門研修

建設労働災害の防止について

技 術 管 理 課

1

本講義で伝えたいこと

1 土木部所管事業の労働災害等【資料 1】

- ・ 事務所別、事故分類別の発生状況
- ・ 熱中症対策

2 発注者が負う責任 【資料 1】

- ・ 発注者の法的な責任等(事例をとおして)

3 福島県建設工事安全対策要綱【資料 2】

- ・ とても大事な要綱で、発注者自らが講じるべき安全対策を明確にしたものです。実務で実施してください。

4 安全管理の留意点と職責に応じた役割【資料 3】

- ・ 職層に応じた役割が記載されています。
実務で活用してください。

1 土木部所管事業の労働災害等【資料1】

(令和6年3月末時点)

令和3～5年度 土木部所管事業の労働災害等発生状況

事務所	R5					R5 構成比	R4					R4 構成比	【参考】 増減 ⑤-⑩	参考 R3
	4～6月 ①	7～9月 ②	10～12月 ③	1～3月 ④	合計 ⑤ (①+②+③+④)		4～6月 ⑥	7～9月 ⑦	10～12月 ⑧	1～3月 ⑨	合計 ⑩ (⑥+⑦+⑧+⑨)			
東北建設事務所	3	6	3	(1) 4	(1) 16	10%	3	16	4	10	33	21%	▲ 17	47
県中建設事務所	4	9	9	7	29	19%	5	6	7	9	27	17%	2	21
県南建設事務所		5	1	2	8	5%	1	8	4	1	14	9%	▲ 6	(1) 13
会津若松建設事務所	3	7	6		16	10%	5	(1) 11	3	1	(1) 20	13%	▲ 4	15
喜多方建設事務所		10	2	3	15	10%	1	2	1		4	3%	11	9
南会津建設事務所	2	1	4	5	12	8%	4	2	(1) 2		(1) 8	5%	4	13
相双建設事務所	1	(1) 6	2	5	(1) 14	9%	3	5		3	11	7%	3	18
富岡土木事務所		3	1		4	3%	1	1	1		3	2%	1	10
いわき建設事務所	5	9	5	6	25	16%	2	5	12	9	28	18%	▲ 3	35
相馬港湾建設事務所	1	5	0	2	8	5%	1		1	4	6	4%	2	1
小名浜港湾建設事務所			2	1	3	2%		2	2		4	3%	▲ 1	3
福島空港事務所					0	0%					0	0%	0	0
東北流域下水道建設事務所					0	0%					0	0%	0	5
県中流域下水道建設事務所					0	0%					0	0%	0	0
営繕課		3	1	1	5	3%	1	1			2	1%	3	6
建築住宅課					0	0%					0	0%	0	0
まちづくり推進課					0	0%					0	0%	0	1
計	19	(1) 64	36	(1) 36	(2) 155	100%	27	(1) 59	(1) 37	37	(2) 160	100%	▲ 5	(1) 197

※ ○ は死亡事故。

- ・ 全体では、R3の197件をピークに減少傾向。各事務所とも減少傾向。
- ・ 事故が多い時期は、第二四半期がもっとも多い傾向。

○ は死亡事故

(令和6年3月末時点)

令和3～5年度 土木部所管事業の労働災害等発生状況

分類	細分類	R5					R5 構成比	R4					R4 構成比	【参考】 増減 ⑤-⑩	参考 R3	
		4～6月 ①	7～9月 ②	10～12月 ③	1～3月 ④	合計 ⑤ (①+②+③+④)		4～6月 ⑥	7～9月 ⑦	10～12月 ⑧	1～3月 ⑨	合計 ⑩ (⑥+⑦+⑧+⑨)				
労働災害	転落・墜落	1	(1) 7	1	(1) 2	(2) 11	7%	3	5	2	4	14	9%	▲ 3	12	
	転倒	1	4	1	1	7	5%	1	(1) 5	2	4	12	8%	▲ 5	(1) 14	
	激突		1		1	2	1%				1	1	1%	1	1	
	飛来・落下		1	1	1	3	2%	3		1		4	3%	▲ 1	3	
	崩壊・倒壊			1		1	1%	2				2	1%	▲ 1	5	
	激突され			1		1	1%		2		2	4	3%	▲ 3	11	
	挟まれ・巻き込まれ		2	1	4	7	5%		5	(1) 2	4	11	7%	▲ 4	20	
	その他			26	4	2	32	21%	5	21	3	1	30	19%	2	26
	うち熱中症			15			15	10%	5	14			19	12%	▲ 4	12
小計		2	(1) 41	10	(1) 11	(2) 64	41%	14	(1) 38	(1) 10	16	(2) 78	49%	▲ 14	(1) 92	
公衆災害	工事現場の路面管理				4	4	3%	1	1	4	2	8	5%	▲ 4	7	
	仮設物		2	3	3	8	5%					0	0%	8	2	
	上空障害物に係る事故	3	1	3	3	10	6%	5	10	8	2	25	16%	▲ 15	31	
	埋設物	2	2	5	4	13	8%	4	2	4	6	16	10%	▲ 3	19	
	その他	1	8	8	5	22	14%	2	6	3	10	21	13%	1	25	
小計		6	13	19	19	57	37%	12	19	19	20	70	44%	▲ 13	84	
労働災害、公衆災害 合計		8	(1) 54	29	(1) 30	(2) 121	78%	26	(1) 57	(1) 29	36	(2) 148	93%	▲ 27	(1) 176	
交通事故		8	9	7	4	28	18%		2	7	1	10	6%	18	15	
施工						0	0%					0	0%	0	4	
その他(盗難を除く)		3	1		2	6	4%	1		1		2	1%	4	2	
合計		19	(1) 64	36	(1) 36	(2) 155	100%	27	(1) 59	(1) 37	37	(2) 160	100%	▲ 5	(1) 197	

- ・ 労働災害は、14件減少。転落・墜落事故が重大事故(死亡)になっている。
- ・ 公衆災害は、13件減少。交通事故が最も多く、埋設物事故や上空障害は減少傾向であるがまだまだ多い。
- ・ 交通事故が年々増加している。

R6. 3. 5発生 of 死亡事故

R6. 3. 6 福島民報

足場から転落 男性死亡 福島
5日前の9時45分ごろ、福島市荒井字地蔵原のふくしま自治研修センターで、天井の改修工事をしていた同市黒岩字稲葉、会社員佐々木彰彦さん(47)が足場から落下した。佐々木さんは頭などを強く打ち、搬送先の市内の病院で死亡した。福島警は労災事故とみて原因を調べている。

R6. 3. 6 福島民友

足場から転落、男性死亡
福島 屋内の天井改修作業中
5日前の9時45分ごろ、福島市荒井字地蔵原のふくしま自治研修センターで、同市黒岩字稲葉、会社員佐々木彰彦さん(47)が足場から転落した。佐々木さんは頭を強く打ち、搬送先の病院で死亡が確認された。福島警によると、佐々木さんは屋内の天井を改修していた。足場から転落したという。市消防本部によると、足場は高さ約4メートル。同警が労災事故とみて調べている。

5

労働災害・公衆災害アラート

令和6年3月8日

今年度2件目の死亡事故が発生！

建物の耐震化工事に従事していた下請作業員が、高所での作業中に足場から転落し、死亡する事故が発生しました。

概要

- ・ 被災者が高さ5.4mの足場に上がり天井材の撤去作業中に、足場の産廃排出用の開口部から落下した。
- ・ 被災者はヘルメットを着用していたが、墜落制止用器具（安全帯）を着用していなかった。

(1) 労働安全衛生法令では、**2m以上の高所作業**を行う場合には、**作業床等の設置や作業員の墜落制止用器具（安全帯）の着用**など、墜落防止措置の実施が義務付けられております。

労働災害を発生させないためにも、**必ず関係法令や現場でのルール等の遵守**をお願いします。

(2) **尊い生命が失われることのないよう**、再度、工事等に関わる全ての関係者へ、労働災害撲滅に向けた取組を徹底するようお願いいたします。

R4. 9. 9発生 of 死亡事故

R4. 9. 10福島民報29面

R4. 9. 10福島民友27面

河川敷で作業員転落死 美里

9日午後5時15分ごろ、会津美里町藤家館字領家の河川敷で「男性が作業中に転落したようだ」と近

くで作業をしていた同僚から119番通報があった。会津若松署によると、転落したのは須賀川市山寺町、土木作業員渡木裕さん(67)で、会津若松市の病院に搬送されたが、頭部外傷のため死亡した。同署会津美里

分庁舎によると、渡木さんは1人で作業中、斜面から重機ごと転落したとみられる。同分庁舎が労災事故として原因を調べている。

河川工事の男性死亡 美里

九日午後五時十分ごろ、会津美里町藤家館字領家の河川右岸河川敷で、須賀川市山寺町、土木作業員渡木裕さん

(67)が横転したロードローラーの脇で倒れているのを同僚が発見した。渡木さんは病院に搬送されたが、約二時

間十分後に頭部外傷のため死亡が確認された。

渡木さんは河川の改良工事の作業中だった。会津若松署が労災事故とみて原因を調べている。

7

労働災害・公衆災害アラート

令和4年9月12日

死亡事故が発生！

河川堤防の舗装工事現場で、作業終了後の片付作業中、**搭乗式コンバインドローラ**を運転していたところ、誤って河川内に転落し、**運転手が死亡**。

上空障害物に係る事故が多発！

土木部所管事業において、**令和4年9月1日～7日の期間に公衆災害(上空障害物に係る事故)が4件発生**。

- ◎安全確保が何より最優先されるべきであり、**尊い生命が失われることのないよう**、改めて事業者及び関係者へ**労働災害撲滅に向けた取組の徹底**をお願いします。
- ◎上空障害物は、**目で確認できるものであり**、**予防等の対策で事故を無くすことができます**ので、改めて**現場を確認し、対策の取組**をお願いします。

8

事務所好事例紹介（架空線等の上空障害物対策）

①いわき建設事務所（令和3年9月13日付け3企技第750号）

令和3年7月版
いわき建設事務所

架空線等上空施設に係る現場のチェックリスト

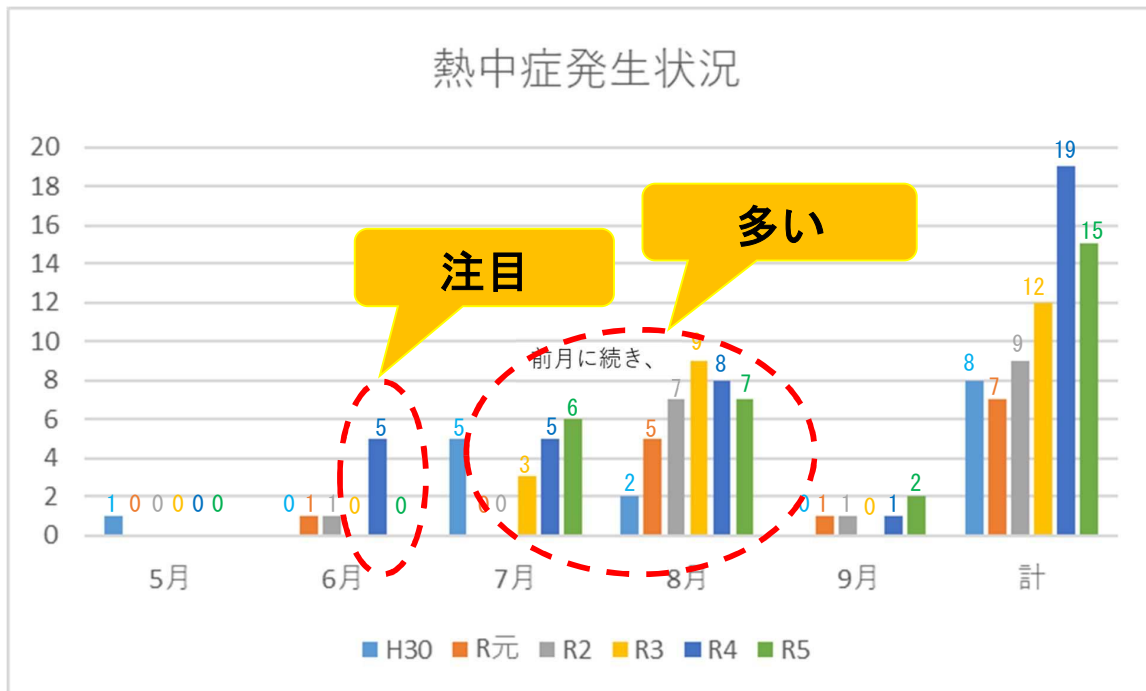
工事番号	記入欄
工事名	
路線名	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日
請負者名	
施工段階における確認項目	
確認項目	記入欄 確認年月日
1. 工事現場における架空線等上空施設については、現地調査（場所、種類、高さ等）を行い、その調査結果について、支障物件の有無に関わらず、監督員へ報告したか。	/
2. 現地調査を踏まえ、架空線等上空施設の安全対策について施工計画書に明示しているか。	/
3. 架空線管理者と施工方法の確認や立会いを行ったか。また、指示された事項はあるか。	/
4. 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の危険性がある場合は、必要に応じて以下の保安措置を講じているか。 <input type="checkbox"/> ① 架空線等上空施設への防護カバーの設置 <input type="checkbox"/> ② 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 <input type="checkbox"/> ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 <input type="checkbox"/> ④ 建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 <input type="checkbox"/> ⑤ 近接して施工する場合は見張員の配置	/
5. 架空線等上空施設に近接した工事の施工にあたっては、架空線等と機械、工具材料等について安全な離隔を確保しているか。	/
6. 建設機械、ダンプトラック等のオペレータ・運転手・監視人に対し、工事現場区域及び工事用道路内の架空線等上空施設の種類、位置（場所、高さ等）を連絡するとともに、ダンプトラックのダンプアップ状態での移動・走行の禁止や建設機械の旋回・立入り禁止区域等の留意事項について周知徹底しているか。	/
7. 公道における架空線等上空施設の損傷事故防止のため、重機回送時の高さチェックやダンプトラックのダンプアップ状態での走行禁止についても周知徹底しているか。	/

②相双建設事務所（令和3年9月21日付け3企技第781号）



9

熱中症対策



- 熱中症は5月～9月に発生。
- R4は、6月から多く発生し、計19件の熱中症が発生（過去最高）

熱中症対策

- 熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領【資料4】
- 熱中症予防情報サイト【環境省ホームページ】

<http://www.wbgt.env.go.jp/>

11

事故事例集の活用

desknet's NEO/文書管理/企画技術総室/技術管理課 /03_労働災害防止関係/事故等の事例集/

事故等の事例集一覧（平成27年度～令和3年度）

令和4年1月17日現在

番号	業務分野	業務種別	工種	事故分類	事故等の概要	発生年月日
1	道路	施工	擁壁	崩壊・倒壊	L型擁壁施工に伴う事故	H27.5.29
2	橋梁	施工	飛来・落下	土留施工に伴う事故及び事故報告の遅延	H27.12.12	
3	河川	施工	挟まれ・巻き込まれ	被覆ブロック転倒による事故	H28.4.22	
4	海岸	施工	激突され	Co打戻時における挟まれ事故	H28.9.6	
5	河川	施工	公衆災害（その他）	荷下ろし作業時におけるバックホウの転倒事故	H28.9.23	
6	海岸	施工	公衆災害（その他）	ブロック運搬中に道路上に落下した事故	H29.2.21	
7	海岸	施工	ブロック搬去工	挟まれ・巻き込まれ	H29.7.14	
8	海岸	施工	被覆ブロック工	激突され	落下した積み荷に挟まれ負傷した事故	H29.9.8
9	建築	施工	内装工	転落・墜落	高さ1.7mの箇所から落下し負傷した事故	H29.9.12
10	道路	施工	転落・墜落	工事現場の踏道からバックホウが滑落した事故	H30.6.15	
11	トンネル	施工	土工	転倒	ダンフアップ時におけるダンフトラックの転倒事故	H30.12.6
12	トンネル	施工	掘削・掘削	崩壊・倒壊	トンネルの掘削台からの転倒事故	H30.11.19
13	道路	施工	土工	転落・墜落	ダンフトラック荷台からの転倒した事故	H30.10.23
14	道路	施工	歩道工	工事現場の踏道管理	敷鉄板につまずき、第三者が転倒した事故	H30.4.16
15	河川	施工	排水管搬去工	飛来・落下	出び管の破片の飛散により作業員が目を負傷した事故	H30.7.27
16	その他	施工	鉄筋工	労働災害（その他）	工事現場において作業員が熱中症を発症	H30.7.20
17	その他	施工	土工	労働災害（その他）	工事現場において作業員が熱中症を発症	H30.7.20
18	道路	施工	転倒	高所作業車が傾転、負傷	R元.8.27	
19	建築	施工	激突され	ヘリで空輸作業中、敷材が飛ばされ接触、負傷	R元.8.21	
20	道路	施工	挟まれ・巻き込まれ	形割機の下リールに指が巻き込まれ負傷	R元.8.21	
21	トンネル	施工	挟まれ・巻き込まれ	ロックボルト施工中に手が挟まれ負傷	R元.6.12	
22	橋梁	施工	橋梁下部工	挟まれ・巻き込まれ	作業員が手を握り、クレーンの組立作業時に指を挟み負傷	R元.5.11
23	トンネル	施工	労働災害（その他）	労働災害（その他）	作業員が熱中症を発症（2人）	R元.8.22
24	道路	施工	労働災害（その他）	除雪作業中に飛散防止板を打っているベア作業員に接触、負傷	R元.7.22	
25	道路	施工	労働災害（その他）	電線に引っかけて信号機が倒れ、車両損傷、第三者負傷	R元.7.10	
26	道路	施工	埋設物	地下埋設のNTT線、光ケーブルを切断	R元.11.15	
27	道路	施工	埋設物	掘削作業時、埋設されていた水道管を破損	R元.7.12	
28	道路	施工	転落・墜落	法面の施工中、転落、死亡	R元.9.20	

番号	業務分野	業務種別	工種	事故分類	事故等の概要	発生年月日	
29	機械	施工	ダクト工	転落・墜落	作業を始めようとしたところ、面立からバランスを崩し、転落	R2.11.7	
30	下水道	施工	飛来・落下	立杆の最上部に設置されていた鋼製網の上に足を載せた際、網が崩れ、落下して立杆内にいた作業員を巻き上げ、負傷	R2.7.21		
31	海岸	施工	護岸基礎工	飛来・落下	砕材を吊り上げた際、近くの砕材に接触し、落下した砕材が当たり負傷	R2.10.19	
32	河川	施工	矢張り工	転倒	クレーン組立作業で、ピンを抜いたところ、クレーンの部品が倒れてきて負傷	R2.6.15	
33	道路	施工	防音壁工	転倒	アウトリガを使用せず、荷加し中、車電が傾転	R2.8.21	
34	道路	施工	縦排水工	転倒	仮設階段を降りたところで小石を踏み負傷	R2.9.9	
35	河川	施工	仮設工	挟まれ・巻き込まれ	大型土留の製作中、バックホウの後方で投入口を締める作業を行っていた作業員が後退したバックホウのキャタピラと大型土留の間に挟まれ負傷	R2.6.10	
36	道路	施工	上留	上留作業中に発生する事故	バックホウの移動中に、バックホウのブームが架空線と接触し、切断	R2.5.12	
37	道路	施工	上留	上留作業中に発生する事故	掘削の掘め直し作業中にバックホウアームが上空のNTT架空線を引っ掛け、架空線が引っ張られたことにより、NTT柱が踏断り、約2mの距離で折損した	R2.9.3	
38	道路	施工	埋設物	埋設物	転落工を撤去しようとしたところ、埋設水道管を破損	R2.6.29	
39	道路	施工	掘削・掘削	埋設物	掘削ブロックを取り壊し作業中、埋設された埋設管を破損	R2.7.14	
40	建築	施工	とび工・仮設基礎工	転落・墜落	昇降用のタラップが外れ作業員が2.3m下に転落	R3.5.8	
41	道路	施工	転落・墜落	転落・墜落	トラックの荷台から作業員が落下し、左手首を骨折	R3.8.5	
42	河川	施工	伐木工・立木伐採	転倒	伐木の補助作業をしていたバックホウがバランスを崩し、転倒、バックホウの運転手が死亡	R3.10.5	
43	橋梁	施工	橋脚・橋脚	飛来・落下	型枠を組立中、上部から鉄骨管が作業員に落下	R3.11.29	
44	河川	施工	護岸工	崩壊・倒壊	小口止の人力付作業中、崩壊した石積護岸が倒壊	R3.5.27	
45	トンネル	施工	トンネル工・セメント充填	崩壊・倒壊	セメントの振替作業を行っていた際、H鋼の支柱が倒壊	R3.6.30	
46	道路	施工	掘削工・土砂搬去	激突され	バックホウのワットが作業員に激突	R3.4.7	
47	道路	施工	挟まれ・巻き込まれ	挟まれ・巻き込まれ	トラロープを持った作業員が手前を振り、車が走り出した際、車外に飛び出したロープに引っ掛かり、バックホウのキャタピラが巻き込まれて負傷	R3.12.14	
48	道路	施工	埋設物	埋設物	作業員が埋設物に当たって作業員が背中を打って負傷	R3.9.29	
49	道路	施工	舗装・舗装	転倒	工事現場の踏道管理	工事現場の踏道管理	R3.9.29
50	砂防	施工	排水構築工事	上留	掘削のためバックホウを移動しようとしたところ、バックホウのブームがケーブルに接触し、切断	R3.10.2	
51	道路	施工	埋設物	埋設物	ガードパイプ打ち込み時に水道管を破損	R3.4.7	
52	河川	施工	護岸工	労働災害（その他）	掘削工の作業完了後、近接する取水渠のシャッターが倒壊	R3.11.5	
53	河川	施工	労働災害（その他）	労働災害（その他）	急流に水位が上がり作業員3名が仮設のりょうの1つの上に立ち、倒壊	R3.12.1	

12

事故事例集の活用

(裏)

事故等の事例集(個表)

事例番号	10	(表)
業務分野	<input checked="" type="checkbox"/> ①道路 <input checked="" type="checkbox"/> ⑥ダム <input checked="" type="checkbox"/> ⑩下水道	<input type="checkbox"/> ②橋梁 <input type="checkbox"/> ⑦海岸 <input type="checkbox"/> ⑧建築
業務種別	<input type="checkbox"/> ①調査 <input type="checkbox"/> ④工種()・工程()	<input type="checkbox"/> ③トンネル <input type="checkbox"/> ④河川 <input type="checkbox"/> ⑤砂防 <input type="checkbox"/> ⑧港湾 <input type="checkbox"/> ⑨街路 <input type="checkbox"/> ⑪電気 <input type="checkbox"/> ⑫機械 <input type="checkbox"/> ⑬公園 <input type="checkbox"/> ⑭その他
タイトル	切土法面におけるバックホウ滑落・横転事故について	
工事名	道路橋りょう整備(再復)工事(改良)	
工事概要	道路改良工 L=393.8m W=6.5(10.25)m	
事故等の内容	切土法面内の工事用道路(斜路)において、雨水の浸透・浸食を防ぐためバックホウで路面の締め固め作業中に、路肩から斜面下に滑落・横転した。(オペレーターにケガは無し)	
事故等の背景・原因	<ul style="list-style-type: none"> ○ 路肩注意の旗を路肩に立てていたが、設置スパンが広がった。 ○ 工事用道路(斜路)の路肩位置がバックホウのオペレーターから判りにくかった。 ○ バックホウのオペレーターに慣れや油断があった。 ○ 現場代理人等も今回のようなリスクに対する危機意識がやや足りなかった。 	
改善策と学ぶべき事項	<p><改善策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 工事用道路を3m程度から4m程度に拡幅した。 ○ 路肩の注意喚起の旗を2m間隔とし、合わせて路肩にトラロープを設置した。 ○ 路肩盛土を設け、物理的に路肩に寄れないようにした。 <p><学ぶべき事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 作業計画書の作成段階から、オペレーターが路肩を見誤らないような注意喚起方法や物理的な対策など、より具体的な安全対策イメージを持つ必要がある。 ○ 今回の事故は慣れや油断によるところが大きく、一歩間違えば死亡災害に至った可能性もあった。作業員の末端まで安全を強く意識させる教育が欠かせないと同時に各作業のリスクを必ず見積り、具体的な対策に繋げることが重要である。 	
今後の方針・対応	<p><受注者として></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 朝礼等で、その日の作業内容や作業範囲を確認するとともに、各現場状況毎に安全教育(KY活動等)を行い、その中でより具体的な指示や注意を必ず行うことを徹底した。 ○ 作業計画を立てる際には、リスクを十分考慮した上で作成することとした。 <p><発注者として></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現場工程会議や段階確認などの際には、安全対策の確認を必ず行うことと、その際にはリスクを想定しながらチェックすることを徹底した。 	

<写真>



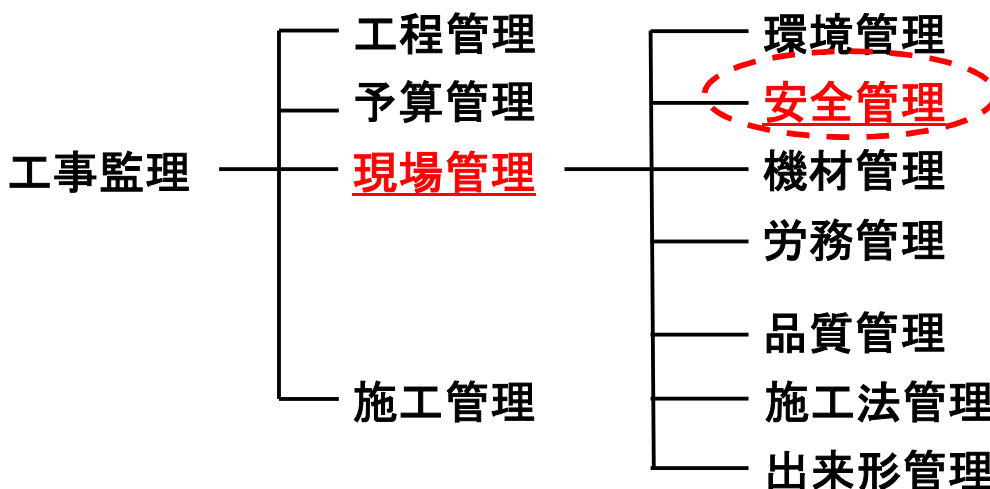
<図面>



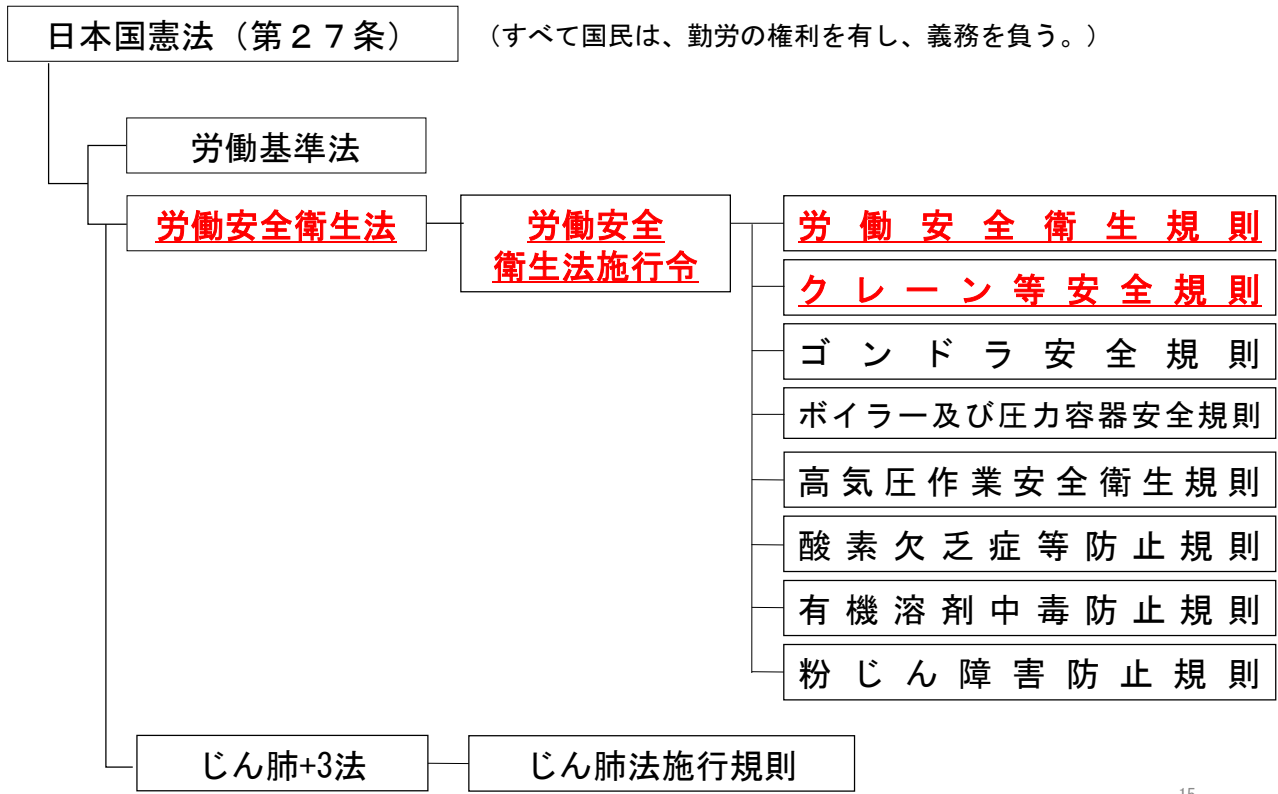
2 発注者が担う責任

工事監理の目的

1. 工期の厳守 (工程管理)
2. 経済性の確保 (予算管理)
3. 工事現場の環境保全及び安全性の向上 (現場管理)
4. 材料及び出来形の品質の均一性の確保 (施工管理)

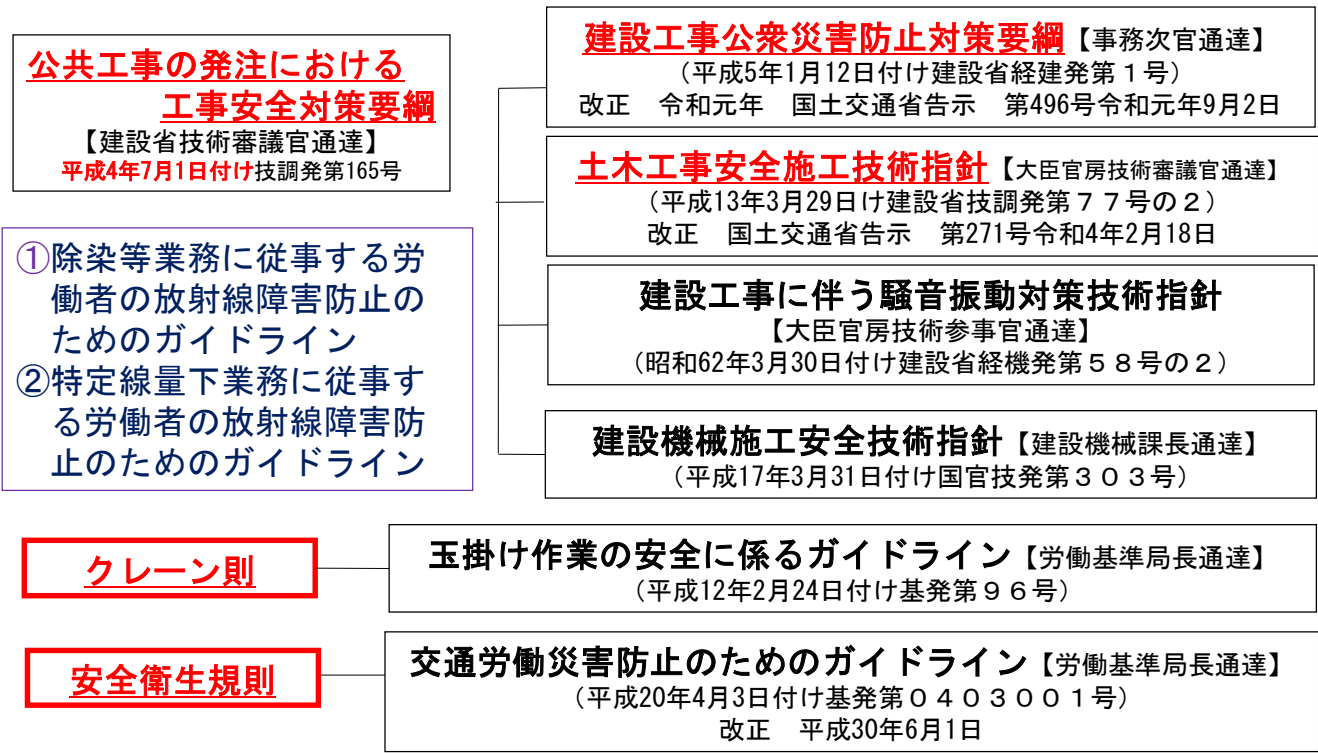


安全管理に係わる法令・規則



3 福島県建設工事安全対策要綱【資料2】

安全管理に係わる基準



安全管理の目的

建設工事において、労働安全衛生法等の法令・規則に加え、建設工事公衆災害防止対策要綱及び土木工事安全施工技術指針を準拠することにより、直接作業に従事する労働者の「労働災害」を防止するのみならず、現場周辺の住民及び住宅並びに一般通行人等に対する「公衆災害」を含めた災害を防止することを目的としている。

17

労働安全衛生法で六月以下の懲役に該当する主なもの

第21条：事業者は、掘削（～略～）等の業務における作業方法から生じる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第23条：事業者は、労働者を（～略～）健康、風気及び生命の保持のために必要な措置を講じなければならない。

第24条：事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

第25条：事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

18

安全管理の目的

※「労働災害」と「公衆災害」の防止

労働災害：労働者の就業にかかる建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。（労働安全衛生法 第二条）

公衆災害：当該工事の関係者以外の第三者（公衆）に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（建設工事公衆災害防止対策要綱 第1）

19

発注者の安全管理に係る権限の根拠

1. 災害防止のための措置（福島県工事請負約款 第26条第3項）

監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して、臨機の措置をとることを請求することができる。

2. 関連工事の調整（福島県工事請負約款 第2条）

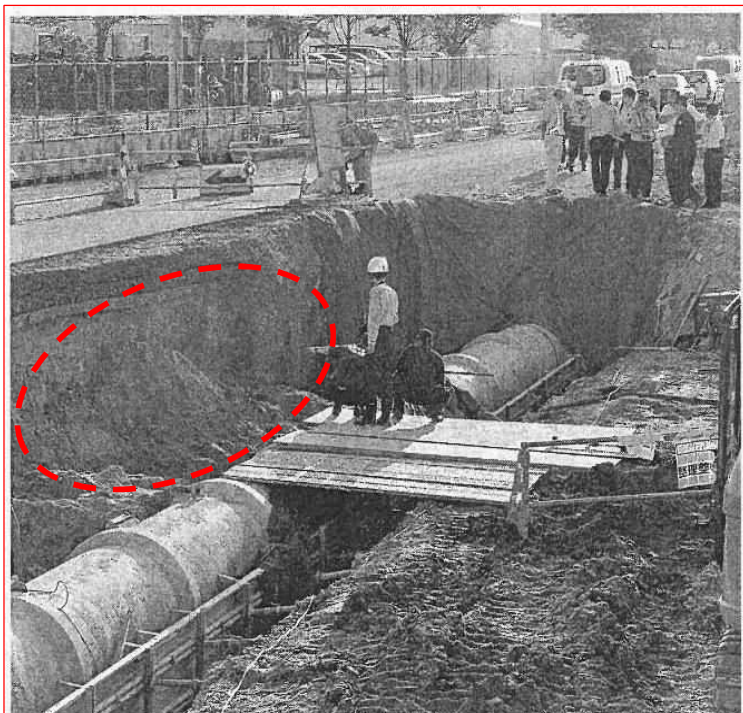
甲は、乙の施工する工事及び甲の発注に係わる第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。～ 略 ～

3. 適正工期の確保（労働安全衛生法 第3条第3項）

建設工事の注文者等仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、工期等について、安全で衛生的な作業の遂行をそこなうおそれのある条件を附さないように配慮しなければならない。

20

労働災害の発生により担当課長が書類送検された事例 本宮市発注の建設労働災害事故



○労働災害事故の概要（福島民報）

平成25年9月19日午後1時40分頃、本宮市荒井の道路工事現場で、農業用水が流れる管の補強工事のために掘った地面の壁面の土砂が崩れ、作業員2名が生き埋めになり、その後搬送先の病院で死亡した。

○労働災害事故の状況（福島民報）

農業用水を流す管の土台をコンクリートで補強する作業のため地上から約3mの深さまで地面を掘っていたが、突然、壁面の土砂が崩れた。

郡山北警察署の動き（新聞報道による）

○本宮市役所の家宅捜査

郡山北警察署は平成26年3月4日午前10時頃から署員約20人が約2時間にわたり本宮市役所を捜索、工事に関わる資料を押収した。請負会社に対する監督責任や安全管理に問題が無かったかなどを詳しく調べている。

○本宮市課長ら8人書類送検

業務致死容疑 警察「危険予測できた」

送検された市職員は産業部担当課長と建設課監督員。監督員は事故前に現場を視察し、担当課長はその内容の報告を受け、業者を指導する立場にあった。郡山北警察署は関係資料なども分析し安全上の注意や指導を怠ったとして、二人の刑事責任を問えると判断した。

警察が監督員に過失があったとする根拠

- 1 設計図書（図面）と違った施工をしていることを監督員は認識していた。
- 2 監督員はヒューム管の確認はしたが床掘完了後の確認はしなかった主張しているが、現場監督経験が200回を超えるベテラン監督員が何度も現場に行つて危険を予知できなかつたとは考えにくい。
- 3 監督員は大雨後の状況を確認するため事故発生当日に現場に行っている。
- 4 2名が死亡した重大事故において監督員の過失がゼロとは考えにくい。

23

担当課長も書類送検された理由

監督員の現場立会い結果が書類で報告されている。何も気づかず、何の指示もしなかつたことに過失があったと判断された。

○刑法第211条第1項（業務上過失致死傷罪）

業務上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。 重大な過失により人を死傷させた者も同様とする。

24

発注者の監督権限の法的根拠

1. 地方自治法（第234条の2）

契約の適正な履行を確保するため又は、その受ける給付の完了の確認に必要な監督・検査義務を規定

2. 公共工事の品質確保の促進に関する法律

：「公共工事品確法」（第7条）

発注者の責務である「発注関係事務」の一環として、公共工事の品質が確保されるよう工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務を規定

労働災害事故が発生した場合

様式は、土木部DB>企画技術総室>土木企画課（防災担当）

事故報告（作業員負傷）

事件(事故)等報告書 【第1報】	
※【土木部長等への報告様式】	
件名	国道●●●号、道路改良工事における現場内事故について (作業員の負傷)
担当課	●●建設事務所 ●●課 電話番号(●●-●●●)：主査●●●●●● 電話●●●●●●-●●●●●●
事件(事故)発生日時	平成28年6月30日(木) 10時50分頃
事務所受信日時	平成28年6月30日(木) 10時50分頃
所管課受信日時	平成28年6月30日(木) 10時50分頃
部長報告日時	平成28年6月30日(木) 11時30分頃
情報提供先	危機管理部(有) 二役(有) マスコミ(有) 無
事件(事故)等の概要	(報告者：道路課●●担当 主査 ●●●●●●) 1 工事番号：第17-41●●●●●●号 2 工事名：●●●●工事 3 工事箇所：福島市杉妻町地内 4 路河川名：(主)●●●線 5 工事内容：道路改良工 L=1,000m 6 請負者：●●建設工業(株) 7 事故状況： 橋梁上部上の施工に先立ち、足場設置工を作業中、強風にのびた二段目足場約2mから転落し、左足を負傷した。 ※負傷者：●●●●氏(歳) 男性 ※下請業者(二次)：●●●工業(株) ※現在、救急車にて病院へ搬送中
今後の対応方針	・負傷者は、現在、病院へ搬送中のため、詳細の症状は不明。 ※診断結果等が確認でき次第、第2報にて報告する。(14時頃を予定)
備考	

- ・発注者は、日頃から受注者に対し、現場内で何か発生したら、迅速な情報提供を行うよう指示！
※緊急時は、現場からの「第1報」が重要！
※施工計画書の緊急連絡網を確認（平日は勿論、休日や夜間も連）
- ・事故発生から、土木部長報告までの時間は迅速に行うことが望ましい。
※第1報は、内容を把握してからではなく、分かり得る範囲での情報でよい。
- ・所管課が判断の上、記入し、土木部長に報告する際に確認する。
- ・事故が発生した工事（現場）について、基本的な情報を記載する。
- ・事故当時の状況、負傷者の状況、怪我の程度等、基本的な情報を記載する。
- ・現在の状況を記載する。
・また、第2報の報告予定時間を記載することにより、所管課との連絡、調整がスムーズとなる。
- ・特異すべき事項があれば記載する。

労働災害事故が発生した場合

様式は「入札監理課」のHPに掲載

様式第2-1号（第7条第2項関係） **【速報】** 速報

工事現場等における事故発生報告書

年 月 日

入札監理課長

(工事等執行権者)
事務担当者 (内線)

発注工事において工事関係者事故（公衆損害事故）が発生したので、福島県建設工事等参加資格制限措置要綱第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

事故発生日時	年 月 日 () 時 分 頃
発生場所	
工事名	
請負人	住所
	氏名
下請負人	

事故発生後 3 日以内に提出する

となっているが、口頭で良いので、程度に関係なく、主務課には、速やかに報告！

勝手に判断しない！

こと。
2 この報告書は、事故発生後 3 日以内に提出すること。
3 この報告書には、図面・写真等の参考書類を添付すること。

様式第2-2号（第7条第2項関係） **【詳報】** 詳報

工事現場等における事故発生報告書

文書記号及び番号
年 月 日

(工事等執行権者)
事務担当者 (内線)

発注工事において工事関係者事故（公衆損害事故）が発生したので、福島県建設工事等参加資格制限措置要綱第7条第2項の規定に基づき下記のとおり報告します。

※入札参加資格制限の審査対象

1 事故日	
2 発生場所	
3 工事番号	
4 工事内容	
5 請負人	(1) 商号・名称 (2) 住所 (3) 代表者 (4) 取替している建設業許可業種(一社・特記) (5) 認定を受けている入札参加資格の種類
	(6) 現場代理人 (氏名、住所、職名(内線、外線)) (7) 認定を受けている入札参加資格の種類 (建設業種、職名(内線、外線))
6 下請負人	(1) 商号・名称 (2) 住所 (3) 代表者 (4) 下請工事の内容 (5) 下請金額 (6) 取替している建設業許可業種(一社・特記) (7) 認定を受けている入札参加資格の種類 (8) 主任技術者 (氏名、住所、職名(内線、外線))

①死亡事故

②医師の診断：全治1か月以上

③公衆損害事故（物的損害額）

：入院2週間以上

：50万円以上

27

4 安全管理の留意点と職責に応じた役割【資料3】

技術力を磨くことが身を守る

いかなる場合でも、

発注者(監督員)としての責任は逃れられない

■発注者支援技術者制度やCM方式を採用しても、地方自治法に定められた監督・検査権の一部を委任するもので、最終的な責任は発注者が負う。

■引き受け(竣工検査)後は、構造物の瑕疵に起因する損害賠償や住民訴訟など、全ての公物管理・支出に係わる一次的な責任を発注者(監督員)が負う。



- ◎瑕疵を未然に防ぐための現場監督能力
- ◎長期的な影響を判断できる結果予見能力²⁹

労働災害防止対策のために 発注者として何をすべきか

① 「知識」を身に付ける

- ・福島県工事請負契約約款
- ・福島県共通仕様書(土木工事編)
- ・福島県建設工事安全対策要綱
- ・労働安全衛生法
- ・労働安全衛生規則
- ・土木工事安全施工技術指針
- ・建設工事公衆災害防止対策要綱

② 「施工計画書」の記載内容が理解できない場合は受理しない (共通仕様書：監督員がその他の項目について補足を求めた場合は追記すること)

③ 「活きた現場」に行って目を鍛える (数多くの現場に足を運ぶこと)

④ 「施工者」との信頼関係の構築 (より良い社会資本を一緒に造る意識)